第68回 記者懇談会実施概要

- 1 日 時 2010年6月16日(水) 15:00~17:00
- 2 場 所 関西大学会館 100周年記念会館 第2会議室
- 3 内容
 - (1) 研究発表・質疑応答(15:00~16:00)
 - · 坂口 聡 化学生命工学部准教授

発表テーマ「天然型アミノ酸だけを使用して、両鏡像体分子のつくり分けに成功」

· 山名 美加 法学部教授

発表テーマ「環境保全と知的財産制度の新たなる関係

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けて」

(2) 学内状況説明・情報交換(16:00~17:00)

平成22年度地方教育懇談会の実施について 資料1

文部科学省平成22年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の採択結果について [資料2]

関西大学社会的信頼システム創生センターの開設について [資料3]

第1回復旦大学・関西大学経済フォーラムの開催について 資料4

吹田市制施行70周年記念事業・関西大学講演会の開催について 資料5

マナーアップ・キャンペーンの実施について 資料6

サッカーワールドカップ関連講演会の開催について [資料7]

「政策創造の甲子園」の実施について 資料8

社会安全学部緊急シンポジウムの開催について 資料 9

タイ王国裁判所職員研修の実施について 資料10

JOCスポーツ賞「トップアスリートサポート賞」の受賞について 資料なし

第33回総合関関戦の開催について [資料11]

関大生の活躍について 資料12

- (3) 懇親会(17:00~)
- 4 大学側出席者

楠見晴重学長、黒田勇副学長、林宏昭学長補佐、

坂口聡化学生命工学部准教授、山名美加法学部教授、

与謝野有紀社会学部教授、深井麗雄政策創造学部教授、

横山博行広報室長、中川雄弘広報課長、竹中敏治学長課長の他

5 参考資料

- (1) 関西大学通信 第378号、第379号、第380号、第381号
- (2) 関西大学ニューズレター「Reed」No.21
- (3) かんだい 明日香 まほろば講座 チラシ
- (4) 関西大学・大阪市立大学・大阪府立大学 第3回三大学連携公開講座 チラシ
- (5) 行事予定表(6月~7月)

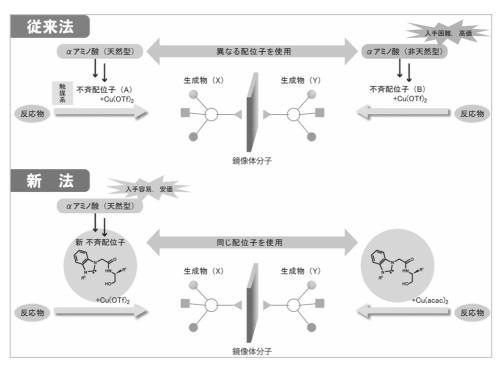
『天然型アミノ酸だけを使用して、両鏡像体分子のつくり分けに成功』 化学生命工学部 化学・物質工学科 准教授 坂口 聡

《概要》

【鏡像体分子とその重要性】 分子の世界は、人間の目には視ることができないピコメートルからナノメートルオーダーの極小世界である。分子の中には、ちょうど右手と左手の関係のように構成要素は同じであるが、鏡で映した関係の鏡像体分子(下図 X と Y)というものがある。人体を構成しているタンパク質は、鏡像体分子(右手型と左手型)のどちらか一方から構成されている。このことから、ヒトは、極めて小さな世界に存在する鏡像体分子を感知できるようになる。例えば、ある鏡像体分子の右手型は「薬」として作用する一方、左手型分子は「毒」になることもある。鏡像体分子のどちらか一方を化学合成(不斉合成という)することは、現代の科学技術でも極めて困難であり、世界中で不斉合成手法の開発競争が活発に行われている。

【従来の不斉合成法の問題点】 不斉合成の成功の鍵は、反応を促進させる「触媒」を構成する「不斉配位子」をデザインすることにある。その不斉配位子を調製する際、不斉源としてアミノ酸などの入手容易で安価な天然物がしばしば利用される。従来法において、両鏡像体分子 X と Y のそれぞれを不斉合成するには、不斉配位子の調製段階で、天然型物質と非天然型物質の両方が必要となり、2 種類の不斉配位子 A と B を準備しなければならない。しかし、非天然型物質を得るには多大な労力と費用を要するため、非天然型物質は容易に入手できないという問題点がある。【本研究の特色】 本研究では、天然物であるアミノ酸から誘導した不斉配位子を新規に開発し、

【本研究の特色】 本研究では、大然物であるアミノ酸から誘導した不斉配位子を新規に開発し、同じ不斉配位子を利用して、単に触媒反応における反応条件を変えるだけで、両鏡像体分子 X と Y のそれぞれのつくり分けをすることに世界で初めて成功した。これにより、従来法の問題点であった非天然型物質の使用は不要になった。この成功により、医薬・農薬・香料の開発において、製造工程の簡略化・短縮、コストの削減、廃棄物の減量など、大きな波及効果が期待される。



《プロフィール》

1970年生まれ。関西大学大学院博士課程前期課程修了後、関西大学助手、専任講師を経て、現職に至る。博士(工学)。専門は有機合成化学。ちょうど干支が三廻りした 2006年に一念発起し、ロサンゼルスにある南カリフォルニア大学の Prof. G. Olah(ノーベル化学賞受賞者)を研究所長とする Loker Hydrocarbon Research Institute に 1年間留学。Prof. K. W. Jung との共同研究を行い、新しい研究を立ち上げた。その研究成果の一部は現在米国特許出願中であり、帰国後も在米中に得た知見をもとに研究を展開している。 ホームページ http://www.achem.kansai-u.ac.jp/suprachem/ssakaguchi.htm

環境保全と知的財産制度の新たなる関係 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けて

法学部教授 山名美加

【概要】

2010年10月、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が名古屋で開催される。2010年度までに生物多様性の損失を減速させるという同条約の目標の達成がほぼ不可能とされる中、COP10議長国として、日本が今後の各国環境政策への取り組みに対して、どのようなリーダーシップを発揮できるのか、期待とともに、懸念も大きい。だが、COPにおける諸国間の最大の注目点の一つは、環境保全へのインセンティブとして、生物資源、伝統的知識(財産的情報)提供国に対してどのように利益配分を行うのかという問題である。3月28日に南米コロンビアのカリで開催された生物多様生条約の作業部会(WG ABS9)では、植物や微生物といった遺伝資源を基に開発された医薬品等の利益を公平に配分するための議定書案が採択され、同議定書案が、10月のCOP10で「名古屋議定書」となることが目指されている。しかしながら、途上国が、先進国に対して遺伝資源を利用した発明の特許出願にあたっての出所の明記等、提供国から持ち出された遺伝資源が最終的に製品化されるまでを追跡できる仕組みの確立を求めている一方で、先進国は、出所の開示等を議定書ではなく、個別契約による柔軟な対応で処理したい姿勢を崩してはいないため、COP10での交渉は難航が予定されている。

本報告では、先進国と途上国が対立する生物多様性条約上の争点につき紹介しつつ、環境保全と知的財産制度の新たなる関係、日本が抱える課題についての言及も行いたい。

【プロフィール】

関西大学法学部教授。専門は知的財産法、国際経済法。大阪大学大学院法学研究科博士課程修了。博士(法学)。内閣府総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会専門委員、関西大学法学研究所インド・南アフリカ財産的情報研究班主幹研究員。知的財産法制は、人間の知的創作物に独占権を与えて保護する制度であるが、どこまでの独占を認めるべきなのか、権利者の利益と公益のバランスが常に問われる法制度である。経済がグローバル化する中にあっても、まだまだ国毎に異なる知的財産法制。国際社会はそれをどのように調和させていくことが望ましいのか、また、既存の知的財産法制では保護できない伝統的知識や、遺伝資源といった「財産的価値ある情報」はいかにして保護することが望ましいのか等、既存の知的財産法制が対峙している新たな課題が研究テーマである。近年の論文として、「インド特許法における強制実施制度 近年の改正を踏まえて 」日本ライセンス協会LES JAPAN NEWS Vol.50, No2(2009年)「米国国立衛生研究所(NIH)モデルにみる生物資源・伝統的知識への「アクセス・利益配分」(ABS)」関西大学法学論集(2009年)等がある。